

町村にお住まいの方へ

大学等受験生対象

大学・短大・専門学校を受験料 を支援します！



1. 対象児童

申請日時点において19歳以下の方

2. 対象期間

令和5年11月29日から令和7年3月31日までの間に支払った大学等受験料または模擬試験受験料が支援の対象となります。
※令和5年度または令和6年度の受験に限ります。

3. 申請期間

令和6年9月2日（月）～令和7年3月10日（月）
※出願開始が申請期限を超える場合にはお問い合わせください。

4. 対象世帯

次の全てに該当する世帯

- 1 受験者または受験者の扶養者が、申請日時点で千葉県内の町村に住民登録があること（市に住民登録がある方は対象となりません）
- 2 次の①または②のどちらかに該当する世帯であること
 - ① 児童扶養手当受給世帯又は児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準にある世帯
 - ② 住民税非課税世帯

5. 支給額

<大学等の受験料>

1人当たり上限 53,000円

<模擬試験の受験料>

1人当たり上限 8,000円

※申請は、申請期間内に1回のみです。なお、受験回数に上限はありませんが、受験料の総額に対して上限額内で支給します。

※振込手数料等や他の支援等を受けた費用については対象外です。

※「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）です。合否は問いません。



6. 申請書類

次の書類をご提出ください。

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 支給対象者であることが確認できる書類
- ③ 大学等または模擬試験の受験料を支払ったことを証する書類
- ④ 振込先の口座情報が分かる書類

※書類に関する詳細は申請書に記載の「添付書類」をご確認ください。

【提出・お問い合わせ先】 千葉県健康福祉部健康福祉指導課（自立支援班）

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2309

※受付は平日の午前9時から午後4時まで